

研究活動上の不正行為に関する告発等の受付体制

はじめに

○対象となる研究活動とは？

科学博物館が管理する、あらゆる資金を用いて行う研究活動。

科学博物館の施設・設備を使用する研究活動。

○「不正行為」とは？

捏造　改ざん　盗用　研究費の不正使用

○対象となる研究者

常勤、非常勤、客員研究員、学生等といった身分に関わらず、科学博物館において研究に携わるすべての者。

告発の受付

○告発の受付窓口は？

経営管理部研究推進・管理課

○受付方法(告発方法)は？

文書、電子メール、電話、面談等による。

※原則として、実名等身分を明らかにしての告発を受け付け。

○秘密保持

告発内容について、関係者の秘密保持を徹底。

○悪意に基づく告発の防止

調査の結果、悪意に基づく告発であることが判明した場合は、告発者の公表や懲戒処分、刑事告発があり得る。

告発内容の調査

○調査機関

被告発者の所属により、科学博物館、被告発者の機関、両者合同の場合がある。

○科学博物館において調査を行う場合 予備調査と本調査

1) 予備調査

- ・統括管理責任者により、速やかに行う。
- ・「予備調査委員会」の設置（統括管理責任者が必要と認めるとき。委員長：統括管理責任者）
- ・告発受理後30日以内に、調査結果を館長及び監事へ報告。

2) 本調査

- ・館長が、予備調査結果を踏まえ、実施決定。
- ・実施決定日から、30日以内に調査開始。
- ・「調査委員会」の設置（館長が設置）
 - メンバー：統括管理責任者、職員、外部専門家
 - 本調査開始後、150日以内に、不正行為かどうか認定。
 - 結果は、館長に直ちに報告。

不服申し立て

被告発者は、認定を受けた日から30日以内に、調査委員会に不服申し立てできる。

公表

- ・不正行為と認定したとき、館長が公表。
- ・不正行為と認定しないときは、原則として公表しない。

措置

○調査中の一時的措置：研究費使用停止

○不正行為と認定された場合の措置

- ・研究費の使用中止命令：館長より
- ・被認定者の処分：

科学博物館職員就業規則、同非常勤職員就業規則、その他館内規程による。

- ・研究費の返還

調査委員会が返還額を検討。

○不正行為と認定されなかった場合の措置

- ・研究費使用停止の措置を解除。
- ・被告発者の名誉回復措置及び不利益が生じないための措置。